

＼ 11月から罰則強化！ ／

自転車の ながらスマホ・飲酒運転禁止

道路交通法が改正され、令和6年11月1日から自転車のながらスマホや飲酒運転などに対する罰則が強化されました。

ながらスマホ



- 自転車を運転しながらスマートフォンなどで通話したり、画面を注視したりする行為。
- これまでも都道府県公安委員会規則で禁止されていましたが、道路交通法でも禁止され、処罰の対象となりました。

罰則

6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合：1年以下の懲役または30万円以下の罰金

酒気帯び運転



*酒気帯び運転
正常な運転ができるかどうかにかかわらず、政令で定める程度以上にアルコールを身体に保有する状態で自転車を運転する行為

- これまでは酒酔い運転（酒に酔って正常な運転ができない）のみ処罰の対象でしたが、酒気帯び運転も処罰対象になりました。
- 酒気帯び運転をするおそれのある人にお酒や自転車を提供したり、運転者が酒気を帯びていることを知りながら同乗したりすることも処罰対象です。

罰則

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

自転車安全利用講習会

令和8年5月までに、113種類の自転車の交通違反に対して反則金を納付させる「青切符」制度も導入されます。あなたも知らないうちに交通違反をしているかも？最新の自転車の交通ルールを解説する講習会で知識をアップデートしましょう！

《令和7年1～3月の開催予定》

開催日	場所	開催時間
1月18日（土）	市役所811会議室	①午前10時 ②午後1時30分
2月23日（日・祝）	スイングホール	各回80分程度
3月9日（日）	市役所811会議室	内容はすべて同じ



自転車安全利用講習会の様子

ヘルメット助成券
(2000円) など
受講特典あり！

*市内在住者のみ



申込方法など
詳細はこちら